

高市元総務相

玉の基盤 摺るがす暴言

放送法の解釈をめぐりて野党議員が公開していた内部文書について、総務省がおもむじ、行政文書であるとした認めだ。

放送法が1950年に制定され以来、政府は放送番組が政治的に公平かどうかをその局の番組全体で判断するとの立場をとつてきた。だがその方針が、一部の政治家と官僚による審議での議論で大きく転換した可能性が濃厚になつてしまだ。

メディアへの介入という意味でも、政策決定の妥当性という意味でも、重大な事態だ。文書に書かれた内容について、政府はすべてが事実かどうかまだ確認できていないとする。解明を急がねばならない。

だが、それを妨げている大臣がいる。当時、まさにその方針転換の答弁をした当人である高市早苗元総務相だ。

問題の資料が行政文書であると総務省が認めたあとも、高市

氏は「あらもしない」とあるたかのようにして作成したこの文書は「捏造」との発言を連日、国会などで繰り返している。

内部資料のうち、高市氏が出席した打ち合わせの内容などを記した部分によりて、そもそも打ち合わせのものが存在しなかつた、といった主張だ。官僚がなぜ「捏造」する理由があるのかと聞かれると、「パフォーマンスが必要だったんじゃないのか」とあえて述べている。

国民の行政に対する信用をおとしめ、国家の基礎を揺るがす乱暴な発言ではないのか。ただしに文書は総務省の官僚が作ったものだ、あらかじめ関係者に、記載する発言内容の確認を求める「すりあわせ」を経たわけではない。官僚の視点でまとめたものである以上に一定の留意は必要だといふ。

だが行政文書は、政策の決定過程や行政の執行過程を着実に記録して、後世の検証を可能にし、将来にわたって国民に説明義務を果たすためのものだ。その作成は、官僚の仕事の中核の一つでもある。

それを頭にいなしに政治家が「捏造」などといふ発言で、国民党はなにを信じたの真偽のつかつた、といった主張だ。官僚といいねいに語るくわもあるのは当然だ。

しかも、その文書が作られた高市氏本人である。仮に正確性に疑義があったとして、その責任は自分が負うこととなるのをわかっているのだからか。確たる根拠を示さず、公文書制度に対する信頼を掘り崩すのはやめてもらいたい。

公文書管理の徹底は、政府あげての課題のはずだ。そんななか、このよわな物言いを繰り出す人物が大臣につけているようでは、この国にまともな公文書制度を根付かせるのは難しこ。